

指導行政のポイント

## 教育と法律の接点

菱村 幸彦

明けまして、おめでとうございます。今年もよろしくお申し上げます。

### 法律では割切れない部分も

昨年3月まで約4年間、私立中高一貫校の校長を経験した。長年、教育行政の世界になじんだ身には、教育実践の場に立って、いろいろ戸惑うこともあったが、学ぶところも多かった。

校長になって感じたのは、実際の学校運営では必ずしも法律の論理では割切れない部分があるということだった。

例えば、こんなことである。

職員会議の法的性質は、校長の補助機関とされている。このことは、学校教育法施行規則の改正で一層明確になった。しかし、実際には職員会議は単なる補助機関ではない。いや、多くの場合、職員会議は議決機関としての機能を果たしており、学校運営ではこの機能は重要である。

もちろん、教職員の多数決が校長の権限に優先するというのは誤りである。しかし、円滑な学校運営を図るには、教職員を積極的に学校運営に参画させ、そのモラルを高めることが欠かせない。つまり、学校運営では教職員全員が「自分たちで決めたことだから、しっかりやろう」という状況にもっていくことが重要なのだ。

この点、主任制は逆である。法的に主任は指導職で管理職ではないという。しかし、実際に学校の運営に携わってみると、とくに大規模な学校（私の学校は教職員が90人いた）では、主任が管理職として機能しなければ、学校は能率的に動かない。法的にはともかく、實際上、主任は中間管理職の機能を持たざるを得ない。

教育指導面でいえば、不登校児の扱いなど法律ど

りにはいかない典型例ではないか。現行の法制では、学齢児童・生徒が正当な理由なく1週間欠席すると、校長は教育委員会に届け、教育委員会は、就学義務を履行していないと認めるとき、就学督促をすることとなっている。しかし、1週間学校に来ないといって、不登校児を校長が教育委員会に届けることはないだろう。まして、教育委員会が不登校児に就学督促をすることは原則行われていない。

### リーガル・マインドが必要

不登校児の進級や卒業の認定も、理屈どおりにはいかない。進級や卒業の認定は平素の成績を評価して行う。平素の成績としては、出席日数が重要な要件となる。法的には出席日数が通常2分の1程度あって、はじめて進級や卒業の認定の是非が問題となる。しかし、2分の1の基準を適用したら、不登校児への対応はできない。

こうして挙げていけば、まだまだある。教育と法律は密接な関係にあるが、現実の教育活動は必ずしも法律どおりにはいかないことが少なくない。そこで教育と法律の接点では、運用の妙が求められる。しかし、運用の妙が恣意的であっては困る。法律の運用は、実態に即して柔軟であることが求められるが、同時に合目的的でなければならない。学校管理職の判断にはリーガル・マインドが求められるわけである。

こうした視点に立って、このたび教育開発研究所より『学校経営と法律の接点』と題する図書を出版した。指導行政および学校経営のご参考になれば幸いである。

（ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長）

本紙はホームページからも閲覧できます

1月の新刊

学校の構造改革を進める視点と論点を整理！

教育開発研究所・刊

最新刊！ 大好評発売中

菱村幸彦著 『学校経営と法律の接点』

B6版270頁・定価2500円+税